

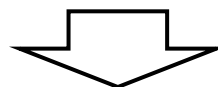
# 著作権者等が不明等な場合における著作物の利用（著作権法第67条）

## 裁定制度とは

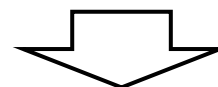
他人の著作物を利用したい



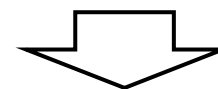
「相当な努力」を払ったが  
著作権者と連絡がとれない



文化庁に「裁定」を申請



文化庁長官が「利用の可否」  
と「補償金額」を決定



補償金を供託し、著作物を利用

## 運用改善のポイント

### 1. 手続きの見直し

〔調査方法の整理〕

著作者の名前から調査  
利用者（出版社など）への照会  
一般や関係者への協力要請  
専門家への照会  
著作権管理団体への照会



〔負担の軽減〕

従来は新聞・雑誌等への掲載を求め  
ていたが、今後はインターネット上に、  
不明な権利者を捜すための窓口ホーム  
ページを設置し、それを活用すること  
でもよいこととした。



社団法人著作権情報センターにおいて  
4月25日開設

### 2. 手引書の作成・公表

1. の内容を盛り込んだ手引書を作成  
し、文化庁ホームページにて提供